

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

| No | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-------|-------------|---|---|
| 1 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 2021年7月に当該加算の対象となる介護機器を導入済みであり、当初から加算Ⅰを算定しようとする場合において、介護機器導入時の利用者が既に利用を終了しており、「利用者の満足度等の調査」ができない場合は、算定要件を満たすことはできないか。 | 事務処理手順通知7(2)の後段において、「しかしながら、加算Ⅱの要件となる介護機器の導入前6(1)の項目に関する調査のデータがない場合当該介護機器の導入前から介護サービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を行い、その結果に基づき、委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認することで足りるものとする」とされております。 当該ヒアリング調査等について、機器導入時の利用者が既に行っていない等の場合につきましては、例えば「当時の利用者に係る調査内容について、介護職員へのヒアリング等により推定する」「現在の利用者に対するヒアリングにより、機器導入に係る満足度等の影響を調査する」等の方法により実施し、その結果に基づき、委員会において機器導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認することも差し支えありません。 (厚生労働省確認済み) |
| 2 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 2021年7月に対象となる介護機器を導入し、当初から加算Ⅰを算定しようとする場合、「総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査」の調査対象時期は、2021年6月と2021年10月の比較で良いか。 | 介護職員の総勤務時間数及び当該時間に含まれる超過勤務時間数の短縮については、事務処理手順通知7(1)②において、「加算Ⅱの要件となる介護機器導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した以降の月における介護職員の1月当たりの総勤務時間数及び超過勤務時間数を調査することとしても差し支えない。」とされております。 また、比較対象については、同一の介護職員について「当該介護機器導入前の直近の同月又は当該介護機器を導入した月の前月の勤務状況と比較すること」とされていることから、御質問のとおり、2021年10月以降の月と、2021年6月の実績の比較とすることができます。 (厚生労働省確認済み) |
| 3 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 「別添3」の調査期間は、「総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査」と同じ時期としてで良いか。 | 「別添3」については、事務処理手順通知6(4)「介護職員の心理的負担の負担等の評価」に係る様式であり、厚生労働省への報告に要しますが、事務処理手順通知7(1)及び(2)の算定開始時の確認資料としては規定されておられません。 また、事務処理手順通知6(4)の調査時期については、厚生労働省への報告時期から10月頃が想定されますが、これに限らず事業所において任意に設定するものです。 なお、当該調査の実施時期は、経年の変化を把握するためにも、毎年同月とすることが望ましいです。 (厚生労働省確認済み) |

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

| No | サービス種別 | 報酬・基準 | 区分 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-------|-------------|---|---|
| 4 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 2021年7月に対象となる介護機器を導入し、当初から加算Ⅰを算定しようとする場合、「年次有給休暇の取得状況の調査」の調査対象時期は、2021年10月の有給取得総数と2022年の有給取得総数をの比較で良いか。 | 年次有給休暇の取得状況については、事務処理手順通知7(1)③において、「加算Ⅱの要件となる介護機器導入した月又は加算Ⅱの要件を開始した月から②の調査対象月までの期間を調査対象期間としても差し支えない。」とされており また、比較対象については、同一の介護職員について、「当該介護機器導入前の直近の同期間又は当該介護機器を導入した月の前月を起点とする直近の調査対象月数における取得日数と比較すること」とされておりことから、2021年7月からの一定期間の取得日数と、機器導入前の直近の同期間の比較とすることができます。 (厚生労働省確認済み) |
| 5 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 「年次有給休暇の取得状況の調査」の調査期間について、コロナ禍の人手不足により、有給取得が困難になったり、超過勤務が増加した等、同一条件とは言い難い場合はどのように設定したら良いか。 | 当該調査期間については、事務処理手順通知7(1)③の規定により事業所における事情に応じ設定することが可能です。 基本的には毎年同期間とすることとなりますが、感染症の発生等、特別な事情により比較可能なデータとならない場合は、他の期間とすることも可能です。 |
| 6 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 「別添4」について複数人の介護職員を対象に5日間のタイムスタディ調査をするという事は、例えば当事業所はシフト制なので、日勤・夜勤勤務等に入る介護スタッフ3人に調査を実施という解釈で良いか。 | 「別添4」は、事務処理手順通知6(5)「機器の導入等による業務時間の(直接介護、間接業務、休憩等)調査」に関する様式で有、厚生労働省への報告に使用するものですが、事務処理手順通知7(1)及び(2)の算定開始時の確認資料としては規定されておりません。 なお、事務処理手順通知6において「(5)については、調査実施に係る現場の負担も考慮し、日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、複数人に介護職員を調査の対象とすることで足りるものとする」とされておりことから、日勤帯数名、調査期間5日間における日勤帯・夜勤帯それぞれに数名(少なくとも2名以上)を対象としてください。 この場合の「調査期間5日間」は、必ずしも連続した5日間とするものではなく、同一の介護職員を同一の勤務帯で5日分とすることが望ましいものです。 (厚生労働省確認済み) |

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

| No | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問 | 回答 |
|----|----------|-------|-------------|---|--|
| 7 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 「別添4」に係る調査の実施は、加算新規申請の当月（令和6年4月）と以降翌年の10月に実施という解釈で良いか。 | 事務処理手順通知6(5)の調査期間については、厚生労働省への報告時期から10月頃が想定されますが、これに限らず事業所において任意に設定するものです。 なお、当該調査の実施時期は、経年の変化を把握するためにも、毎年同月とすることが望ましいです。 (厚生労働省確認済み) |
| 8 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 3月に1回以上実施する委員会において検討する事項のうち、「利用者の安全及びケアの質の確保」については、日々のカルテに情報を記載しているため、的確に対応できたか否かを報告書に記載することで足りるか。 また、「従業者の負担の軽減及びびについて」については、年に一度調査する別添資料等に沿ってヒアリングをして異常が無ければ異常なしという様な記載で報告書をまとめることで足りるか。 | 事務処理手順通知3(1)「利用者の安全及びケアの質の確保について」及び事務処理手順通知3(2)「従業者の負担の軽減及びびについて」における委員会の記録について、「報告書」が「委員会の議事録」という趣旨であれば、単に「異常なし」という記載ではなく、事務処理手順通知3(1)①～④、3(2)①～③において検討することとされた内容を、検討したことが確認できる内容としてください。 |
| 9 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 対象となる介護機器は、それぞれメーカーとオンラインで常時接続し、異常があった場合は即座に対応を受けられる体制となっている。 この体制を踏まえ、当事業所で行えるのは、見守り機器やOA、PC、通信関係の配線等に異状ないかの確認しかできない状況であるが、これらを確認することを点検と認識してよいか。 | 事務処理手順通知3(4)「介護機器の定期的な点検について」の①「日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合をチェックする仕組みを設けること」についての御質問と推察しますが、配線等の確認に関わらず「介護機器の不具合がないこと」を確認する仕組みを設けてください |
| 10 | 短期入所生活介護 | 報酬 | 生産性向上推進体制加算 | 事務処理手順通知5(4)の「職員に対する研修について」については、運営基準等に定められている他の研修と内容が重複する場合、その研修で認められるのでしょうか。 機器の目的や内容についての研修は以前行っております。 | 事務処理手順通知5(4)「職員に対する研修について」に掲げられるような内容を満たす研修について、当該加算に係る職員研修であることを明確にされている場合については、他の研修とあわせて実施されても差し支えありません。 なお、当該研修は、算定時のみ実施するものではなく、定期的にも実施するものです。 |